

# 国土利用計画遠野市計画

平成 28 年 3 月 24 日

遠 野 市





# も く じ

前 文 .....	1
<b>第1 市土の利用に関する基本構想 .....</b>	<b>2</b>
1 市土利用の基本方針 .....	2
(1) 市土利用の基本理念 .....	2
(2) 地域概況 .....	3
(3) 時代の潮流と立ち向かうべき課題 .....	5
(4) 土地利用の基本方針 .....	7
2 利用区分別の市土利用の基本方向 .....	8
(1) 農地 .....	8
(2) 森林 .....	8
(3) 水面・河川・水路 .....	8
(4) 道路 .....	9
(5) 宅地 .....	10
(6) その他 .....	12
<b>第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 ..</b>	<b>13</b>
1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 .....	13
(1) 基準年次及び目標年次 .....	13
(2) 目標年次における人口及び世帯数 .....	13
(3) 土地利用区分 .....	13
(4) 目標設定の方法 .....	13
2 地域別の概要 .....	15
<b>第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 .....</b>	<b>16</b>
1 土地利用に関する法律等の適切な運用 .....	16
2 地域整備施策の推進 .....	16
3 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保 .....	17
(1) 必要とする土地利用の規制措置 .....	17
(2) 公害防止及び災害防止等に必要な施設整備 .....	17
(3) その他環境保全及び安全確保のために必要な施策 .....	17

4	土地利用の転換の適正化.....	18
(1)	農地の利用転換.....	18
(2)	森林の利用転換.....	18
(3)	大規模な土地利用転換.....	18
5	土地の有効利用の促進.....	19
(1)	農地.....	19
(2)	森林.....	19
(3)	水面・河川・水路.....	19
(4)	道路.....	19
(5)	宅地.....	20
(6)	その他.....	20
6	土地に関する調査の推進.....	20
	<b>○土地利用現況図.....</b>	<b>21</b>
	<b>○土地利用構想図.....</b>	<b>22</b>
	<b>資 料 編 .....</b>	<b>23</b>
1	市土地利用区分の定義.....	24
2	計画の前提となる主要指標.....	26
3	法律による規制区域等の概要.....	28
4	国土利用計画法の体系.....	29

## 前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づき、同法第 2 条に定められた国土利用の基本理念に則って、遠野市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する将来目標を定め、かつ、個別の土地利用に関する個別規制法等に基づく諸計画の指針となるものです。

この計画の策定に当たっては、同法第 5 条の規定に基づき全国の区域について定められた「国土利用計画」（全国計画）、及び同法第 7 条の規定に基づき岩手県の区域について定められた「国土利用計画岩手県計画」を基本とし、かつ、遠野市総合計画基本構想（平成 27 年 6 月策定）に即して策定しました。

なお、この計画は、今後の社会経済情勢の変化等により、必要に応じて適宜検討を加え、見直しを行うものとします。

### ※国土利用計画法第 2 条（基本理念）

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

# 第1 市土の利用に関する基本構想

## 1 市土利用の基本方針

### (1) 市土利用の基本理念

市土は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、市民生活や生産活動、経済活動を行うために必要な共通基盤です。また、その利用のあり方は、地域の発展にとっても重要な要素です。

遠野市総合計画基本構想においては、「**永遠の日本のふるさと遠野**」を将来像に、「**遠野スタイルの創造・発展**」を基本理念に掲げています。

遠野スタイルとは、「地域の特性や資源を活かすこと」、「市民が主体性を持つこと」、「自分たちのまちをより良くしようと行動すること」を基調に展開するまちづくりであり、同時に、持続可能なまちづくりの仕組みを創造しようとする、市民と行政の協働活動そのものをいいます。

市土の利用に当たっては、「**遠野スタイルの創造・発展**」を基本理念に、広域的な視野に立ち、将来を展望し、市民、土地の所有者及び管理者、事業者の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先させ、豊かな自然環境や美しい景観の保全、健康で文化的な生活環境の確保、地域の持続的かつ均衡的な発展を図るため、遠野市総合計画に示された施策に即して、総合的かつ計画的に推進するものとします。

### 【 基本理念 】

#### 遠野スタイルの創造・発展

地域の特性や資源を活かすこと

自分たちのまちをより良くしようと行動すること

市民が主体性を持つこと



## (2) 地域概況

### ① 位置と面積

遠野市は、岩手県を縦断する北上高地の中南部に位置し、東西、南北ともに約 38km、総面積は 825.97k㎡です。東は釜石市、上閉伊郡大槌町、南は奥州市と気仙郡住田町、西は花巻市、北は宮古市に接し、内陸部と沿岸部の結節点となっています。

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災津波では、本市の地理的条件を活かし、官民一体となった後方支援活動が、災害復旧・復興支援における先駆的な取り組みとして「遠野モデル」とも称され、さらには海外からも高い評価を得ています。

交通体系は、花巻市と釜石市を結ぶ JR 釜石線及び国道 283 号が東西に横断するほか、北上市以西方面と大船渡市を結ぶ国道 107 号、宮古市以北方面と陸前高田市を結ぶ国道 340 号、盛岡市と本市を結ぶ国道 396 号などがあります。また、釜石市から秋田市までを結ぶ総延長 212k m の東北横断自動車道釜石秋田線の東和～宮守間 (23.7km) が平成 24 年 11 月に、遠野～宮守間 (9.0km) が平成 27 年 12 月に開通しました。

### ② 地勢と地質

北部に位置する標高 1,917m の早池峰山を最高峰に、標高 1,000m 前後の山々と標高 700m 程度の高原群が周囲を取り囲み、中心部から周辺部へ向けてなだらかな勾配となっています。市域の中央部に遠野盆地があり、市街地を形成しています。北上川の支流である猿ヶ石川は、早瀬川、小烏瀬川、小友川、宮守川、達曾部川など大小多くの河川と合流しながら西走し、それらの河川沿いを中心に耕地と集落が形成されています。

遠野市を取り囲む北上高地は隆起準平原で形成され、地質は主に古生層と中生層及びこれらを貫く花崗岩、蛇紋岩などからなります。

### ③ 産業

農業においては、冷涼な気候と寒暖の差から四季の変化に富んだ自然環境を生かし、主に平坦地では、稲作を中心に、ピーマンやホウレンソウなどの野菜、ホップや葉たばこなどの工芸作物、りんごやブルーベリーなどの果実、花きの栽培や淡水魚の生産が盛んです。しかしながら、農業生産額は減少傾向にあり、今では耕種で 28 億円程度の生産額となっています。畜産業は、高原地の地形条件を採草放牧地として利用するなど、今では 37 億円程度の生産額があります。このほか、林業では主に傾斜地を中心に、広大な山林を生かし、木材生産やきのこ、わさびなどの特産林産物が生産されています。

製造業は、機械器具製造や電子部品・電子回路製造、金属製品製造、非鉄金属製造、木材・木製品製造、繊維などが牽引しています。製造品出荷額は 400 億円前後で推移しています。

商業は、遠野駅周辺を中心市街地の商店街や宮守駅周辺のほか、近年は消費者ニーズの変化や店舗の大型化などもあり、国道沿いへの大規模小売店舗の立地が進みました。小売額は 260 億円前後で推移しています。

観光面においては、四季が織りなす豊かで美しい自然環境や農村風景、『遠野物語』に代表される歴史と文化、特色ある伝統芸能・伝統行事、遠野遺産に代表される数多くの地域資源が複合的に日本の原風景を形成しており、全国の多くの方々に親しまれています。しかしながら観光客の入込みが減少に転じ、道の駅を除く観光施設の入込客数が52万人程度、宿泊客数が8万人台となっています。

#### ④ 歴史・文化

遠野市は、続日本紀などによると西暦800年頃には閉伊と呼ばれて蝦夷（えみし）の集落が営まれていました。その後、安倍氏、藤原氏などの時代を経て、鎌倉時代には阿曾沼氏の時代を迎え、藩政時代には遠野南部家1万2千5百石の城下町として、街路は碁盤の目のように整備され、さまざまな商家が軒を連ねており、内陸部と沿岸部を結ぶ宿場町として栄えました。

明治政府が中央集権国家の基盤を確立すると、明治22年の明治の大合併が行われ、戦後には様々な改革の中で昭和の大合併が行われ、昭和29年には1町7村が合併して遠野市が、翌年には3村が合併して宮守村が誕生しました。

21世紀を迎え、平成の大合併により平成17年10月1日に両市村が合併して、“新”遠野市が誕生しました。

市内には貴重な文化資源が数多くあり、旧菊池家住宅（土淵町）や千葉家住宅（綾織町）は国の重要文化財に指定されています。このほか、国や県、遠野市が指定する文化財、住民視点で地域の遺産を選び、地元の誇りにつなげる試みとして、遠野遺産認定制度があります。

明治43年に柳田國男によって『遠野物語』が発刊されました。一方、遠野でも佐々木喜善が『上閉伊昔話集』、『聴耳草紙』などの昔話発掘を進め、伊能嘉矩が人類学・民俗学研究の成果を『台湾文化志』に著したほか、鈴木重男らによる『土淵今昔物語』、『遠野の伝説』の発表など、郷土史研究や民俗学研究が活発でした。

地域の歴史・文化・風土を大切にする気風は、平成22年6月の『遠野物語』発刊100周年を機に設置した遠野文化研究センターを中心とした文化活動へと継承されています。



### (3) 時代の潮流と立ち向かうべき課題

#### ① 加速する人口減少と少子高齢化（社会的条件）

日本は、世界に先駆けて人口減少・超高齢社会を迎えています。日本の総人口は平成20年（2008年）をピークに人口減少が進む、いわゆる「人口減少時代」の到来が指摘されています。一方、本市においても、昭和30年（47,110人）をピークに減少し続け、旧遠野市と旧宮守村が合併した平成17年の国勢調査では31,402人となり、既に60年程前から人口減少が続いていたこととなります。

国の合計特殊出生率1.43（平成25年）に対して、本市の合計特殊出生率は1.90（平成25年）となっていますが、平均人口規模が長期的に維持される水準には届かない状態にあり、さらに転出により女性人口（15歳から45歳）自体が減少しているため、出生数の増加には結びついていません。

また、本市の人口構成の中で構成比率が高い、いわゆる団塊世代が70歳代になっていきます。このように、これまで経験したことのない人口減少と超高齢化した地域社会を維持するための取り組みが必要です。

人口減少は、地域経済において消費需要の低下とサービス供給の減少を招くだけでなく、経済規模の縮小に伴い市税収入の落ち込みが予測されます。一方、高齢化に伴う社会保障関係費の増加など公共サービスの維持コストも増加します。さらに人材不足は、生産活動での担い手の減少を招きます。特に農林業の衰退は、農村風景や里山景観、自然環境と共に育まれてきた郷土芸能や伝統行事の継承も危惧されるほか、『遠野物語』が息づく「日本のふるさと」の体感を期待する観光面へも影響が及びます。

これらに対応するため、人口減少の抑制と人口構造の若返りに取り組む必要があります。

#### ② 気候変動と巨大災害への備え（自然的条件）

地球温暖化、資源の枯渇、生態系の変化など、国内外を問わず環境問題をはじめ気候変動に対する関心が高まっています。

地域では、人口減少による影響で、人の自然に対する働きかけの縮小が想定できます。里山の荒廃は、水質浄化や洪水緩和、大気浄化などの森林機能を低下させるほか、鳥獣被害の増加による生産意欲の低下と荒廃農地の増加を招きかねません。また市街地の拡散は、自動車交通量の増大を通じてCO<sub>2</sub>排出量の増加、中心市街地の衰退へとつながりかねません。

地球温暖化や気候変動を抑制する緩和策と適応策について、大規模かつ早急な対策を講じる必要があります。

一方、近年には大雨・大雪、土砂災害頻度の増加、巨大地震発生の切迫など、自然災害への懸念が高まっています。

大規模な災害から市民の生命・財産を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化させるための国土強靱化に向けた防災・減災対策を、ハード・ソフト両面から推進する必要があります。

### ③ 激しさを増す地域間競争（経済的条件）

経済のグローバル化の進展や情報通信技術の飛躍的な進歩に伴い、地球規模の地域間競争が激しさを増しています。

農林業では、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意などを受けて、地域の強みを活かしたイノベーションを促進し、農業の国際競争力強化を図る必要があります。

また、製造業やサービス業などでは、新市場開拓を意識したイノベーション活動と設備投資を促進するとともに、製造業を中心とした広域需要の獲得を目指した対応と、サービス業を中心とした域内需要の変化への対処が必要です。

中心市街地においては空洞化・衰退化が深刻な課題となっており、集積度の低下を招いています。一方、市街地周辺や幹線道路沿道の郊外部では、商業施設の立地が進むとともに、小規模な宅地開発などにより、市街地の拡散が進行し、宅地と農地の混在も見られるようになっていきます。

中心市街地は、消費生活の場であるほか、遠野駅などは観光客が降り立つ場でもあることから、中心市街地の整備を推進するほか、歴史・文化的資源を観光ルート化するなど、賑わい創出に取り組んでいく必要があります。

また、郊外部では、優良農地や林地の保全に配慮し、無秩序な市街化の抑制を図るためにも、計画的な土地利用を進める必要があります。

観光面においては、アジア諸国向けのビザ要件の緩和等を機に、訪日外国人旅行者数が増加しており、2020年東京オリンピック競技大会に向け、今後とも高い伸びを続けると見込まれています。外国人旅行者の需要を取り込んでいく上で、外国人が安心して観光できるための環境整備の推進と観光関連のサービス産業におけるIT化などの取り組みが必要です。

このことから、第1次産業、第2次産業、第3次産業の産業間の連携とバランスに配慮した産業施策を推進する必要があります。

### ④ ふるさとの歴史・文化の継承（文化的条件）

『遠野物語』には、郷土の風景と人々の生活、そして自然環境や神々に対する感謝や畏敬の念が著され、今に伝えられてきました。遠野市民は、豊かな自然環境の大切さと先人が伝えてきた文化の貴重さに早くから気づき、その維持・保全と継承に努めてきたと言えます。

「永遠の日本のふるさと遠野」という将来像の実現に向け、農村風景や里山景観の保全、そこから生まれた農村文化を次世代に継承する取り組みが必要です。



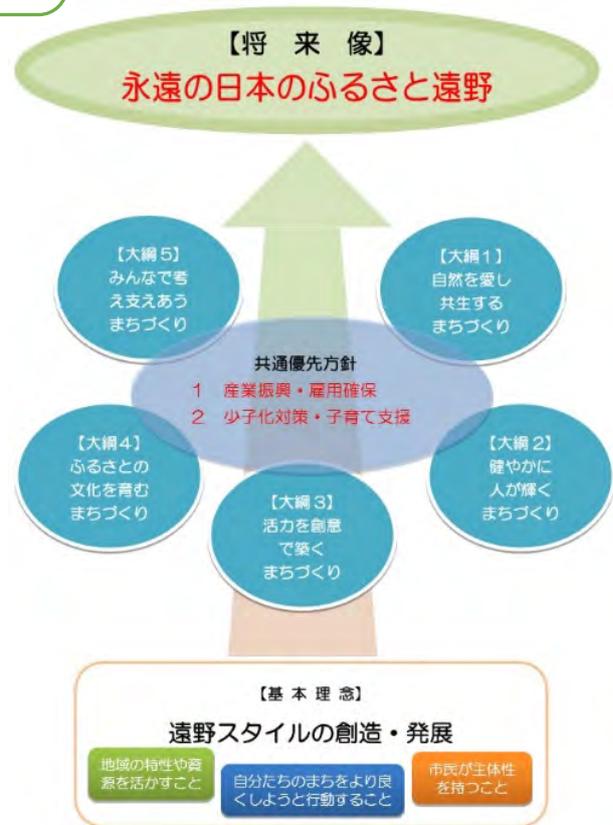
#### (4) 土地利用の基本方針

遠野市総合計画基本構想では「永遠の日本のふるさと遠野」を将来像に掲げています。

自然と共生しながら、人々が健やかに輝き、活力にあふれ、ふるさとの文化を育み、市民一人ひとりの郷土への誇りと愛着と熱意によって、“みんなで築くふるさと”です。

悠久の時を超えて継承してきた遠野らしさを活かし育むとともに、その魅力を発信することにより、「永遠の日本のふるさと遠野」を創造していきます。

この遠野市総合計画に示された施策に即して、土地利用の基本方針を以下のとおりとします。



##### ① 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、土地に限られた資源であり、多面的かつ公益的な機能や役割を持つことを念頭に、現況利用や地域特性を踏まえながら、都市的土地利用の合理化及び効率化を図ります。特に、中心市街地の低・未利用地や空き店舗等については、その有効活用を促進するものとします。

また、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動や暮らし、文化的活動、農村風景や里山景観との調和を図りながら、農業振興地域整備計画や地域森林計画などと適切な調整を行い、土地需要への対応を図るものとします。特に、荒廃農地の解消を図るとともに、農地や林地から宅地などへの土地利用の転換については、その復元の困難性を考慮の上、調整を行うものとします。

##### ② 土地利用の質的向上

土地利用の質的向上に関しては、土地の面的な広がりやまとまりによって発揮される機能や役割を重視した上で、「産業振興」、「暮らしやすさ」、「歴史・文化の保存・継承」、「自然環境の保全」が並立できるよう相互の関連性に留意しながら、適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。

周辺環境への影響が大きい土地利用の転換を行う際は、計画プロセスの明示性を高め、情報開示が適切になされるよう諸手続きを通じて、地域の実情に即して弾力的な対応と適切な調整を行うものとします。

## 2 利用区分別の市土地利用の基本方向

### (1) 農地

農地は、将来にわたり食料を確保するための基礎的な生産基盤です。そのため、良好な営農環境の中で地域の特性を活かした農業生産が継続できるように、農地の大区画化や汎用化等の農業生産基盤整備と農地中間管理機構等も活用した農地の集積・集約を推進するなど、生産性向上に資する土地利用への誘導を図ります。

また、農業的土地利用は、農村風景の形成のほか、洪水防止や土壌流出防止などの防災機能、水質浄化、大気浄化などの環境負荷緩和機能、生物多様性や生態系の保全機能、人間性回復のやすらぎなど都市的緊張の緩和機能といった多面的な機能を有しています。そのため、日本の原風景といえる農村風景の適切な維持に努めるとともに、秩序ある土地利用を推進します。

なお、荒廃農地や不作付地などの低・未利用地については、農地としての活用を基本としながら、その解消と発生防止に努めるとともに、地域の特性に応じて農地以外への土地利用転換による有効活用も検討するものとします。

### (2) 森林

森林は、木材等の林産物の供給源としての貴重な再生可能資源です。また、森林は水質浄化や洪水緩和などの水源かん養や大気浄化、地球温暖化防止、生物多様性や生態系の保全、保健・保養等の多面的な機能を有しています。これらの機能が十分に発揮されるように、面的なまとまりをもって集約化や計画的な路網整備等を推進するなど、生産性向上につながるように、森林の適切な管理・保全、その活用を図ります。

なお、市街地及びその周辺の森林については、緑地としての整備を図るなど、良好な里山景観の形成を目指すとともに、必要に応じて森林以外への土地利用転換による有効活用も検討するものとします。

### (3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、市民生活や農業生産を支える重要な水資源であると同時に、災害防止機能や生態系の保全、環境保全機能等も有しています。治水・利水機能を発揮されるように、用排水路の整備を進めるとともに、河川改修や砂防施設等の整備を促進します。

また、親水空間の整備や水辺環境の美化を推進するほか、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生、下水道等の排水処理による汚濁負荷の軽減を図ります。



## (4) 道路

道路は、人々の移動や物資の輸送など、市民生活や生産活動、経済活動の基盤となる社会資本です。

東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通や国道340号立丸トンネルの完成を前提に、広域的な道路網や生活道の整備を推進するとともに、定住人口の拡大に向けた宅地化や産業集積を図る工業団地の整備などの施策に併せて、計画的な整備を進めていきます。

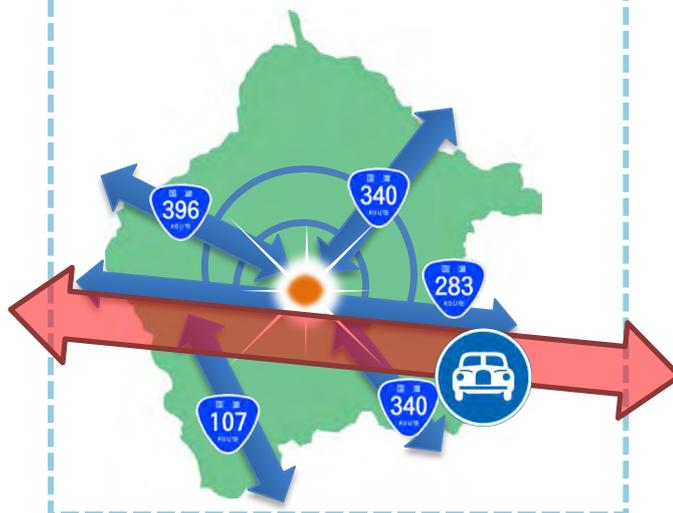
主要地方道、一般県道については、交通量の増加や幅員の狭小、急カーブな箇所に対応した道路改良など、利便性と安全性の高い整備を促進します。

市道等の市民生活に欠かせない生活関連道路は、公共施設や集落間の連絡性・利便性の向上が図られるよう計画的な整備を推進します。また、道路・橋梁等の老朽化対策を進め、長寿命化を図ります。

農道・林道については、農林業の生産性の向上、農地や森林の適正な管理、農山村の生活環境の改善を図るため、必要な道路の整備を推進します。

### ● 道路交通基盤

東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通と国道340号立丸トンネルの完成を視野に入れた新たな道路環境



## (5) 宅地

### ① 住宅地

住宅地は、市民生活の最も基本となる住宅を確保するために必要な土地です。

住宅地においては、良好な居住環境の維持・保全に努めるとともに、定住人口の受け皿となる新たな宅地需要に対しては、土地利用の高度化や低・未利用地の有効活用を図ります。

また、民間宅地造成においても計画的な開発が行なわれるよう適切に誘導し、秩序ある住環境形成を促進します。

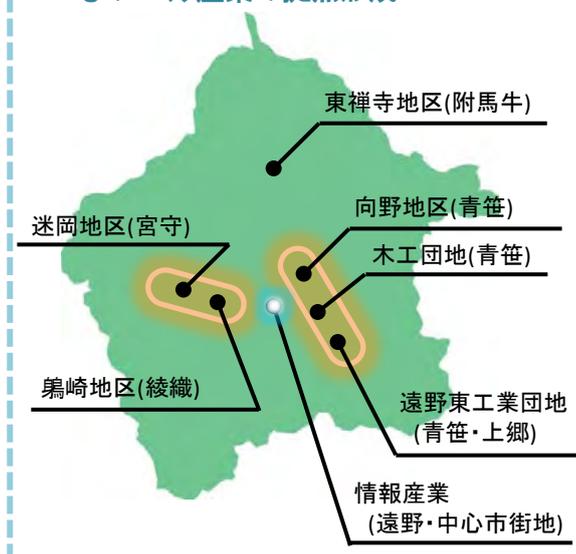
### ② 工業用地

工業用地は、企業が事業活動の拠点となり、雇用の場となる工場等を確保するために必要な土地です。

新たな工業用地については、就業機会の創出、市民所得の向上、産業振興を図るため、全体の土地利用や道路網、水道網、送電網、情報通信網等を踏まえ、必要な用地の確保を図り、ものづくり産業の拠点化と企業の設備投資を促進します。

#### ● 工業団地・適地候補地

企業の設備投資を促進するほか、ものづくり産業の拠点形成





### ③ 事務所・店舗等のその他の宅地

中心市街地における事業所・店舗等のその他の宅地は、良好な環境の形成に配慮しつつ、空き店舗、空き地等の低・未利用地の有効活用を促進し、活力ある商業地の形成と歴史が感じられる特色、四季彩と賑わいあふれるまちなかづくりを推進します。

なお、市街地周辺や幹線道路沿道の郊外部への大規模な集客施設の立地は、周辺の土地利用に影響を及ぼすため、地域の合意形成や環境・景観との調和を踏まえた土地利用を推進します。

#### ● 六次産業化・地産地消

道の駅遠野風の丘を六次産業化と地産地消のハブ拠点機能として充実化を図り魅力UP!



## (6) その他

公園緑地や文教施設、福祉・厚生施設等の公共・公益施設用地については、今後の需要や既存施設の整備状況や利用状況、社会的条件等を考慮し、適正配置と用地の確保に努め、防災拠点や交流拠点としての役割に配慮した整備を推進します。

市街地の空き家、空き地等の低・未利用地については、その有効活用を図ります。

また、適切な管理が行われていない空き家については、市民に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じます。

さらに、超高速地域公共ネットワークの整備を進め、遠野テレビのネットワーク網を活用し、質の高い放送と通信サービスの提供を図ります。

### ● 超高速地域公共ネットワーク

遠野テレビのネットワーク網を活用した  
放送と通信サービスの提供





## 第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要

### 1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### (1) 基準年次及び目標年次

本計画の基準年次は平成 27 年とし、遠野市総合計画基本構想の目標年次である平成 37 年を目標年次とし、平成 32 年を中間年次とします。

#### (2) 目標年次における人口及び世帯数

目標年次の人口及び世帯数は、平成 27 年に策定した「遠野市総合計画」の人口推計を基に、人口 23, 291 人、世帯数 8, 594 世帯とします。

#### (3) 土地利用区分

土地の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の 7 区分とします。

#### (4) 目標設定の方法

土地利用区分ごとの目標設定については、土地利用の現況と推移、土地利用転換の趨勢や社会経済的变化要因に基づき、将来規模を予測し、土地利用の実態と推移を総合的に調整して定めるものとします。

なお、数値については、今後の経済社会の不確定さ等を考慮し、弾力的に解されるべき性質であるものとします。

### 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

項 目	面 積 (h a)			構 成 比 (%)		
	基準年次 平成27年	中間年次 平成32年	目標年次 平成37年	基準年次 平成27年	中間年次 平成32年	目標年次 平成37年
農 地	8,914	8,880	8,860	10.8	10.8	10.7
田	3,880	3,860	3,850	4.7	4.7	4.7
畑	5,034	5,020	5,010	6.1	6.1	6.1
森 林	67,622	67,560	67,520	81.9	81.8	81.7
原 野 等	2	2	2	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	1,084	1,086	1,088	1.3	1.3	1.3
道 路	1,972	2,002	2,010	2.4	2.4	2.4
宅 地	948	1,010	1,040	1.1	1.2	1.3
住宅地	665	680	700	0.8	0.8	0.8
工業用地	60	100	100	0.1	0.1	0.1
その他の宅地	223	230	240	0.3	0.3	0.3
そ の 他	2,055	2,057	2,077	2.5	2.5	2.5
合 計	82,597	82,597	82,597	100.0	100.0	100.0

注意1 平成32年及び平成37年の値は、推計値。

注意2 四捨五入のため、積み上げの計の一致しない箇所がある。



## 2 地域別の概要

本市における地形等の自然的条件や土地利用の状況等を踏まえ、傾斜度により区分します。

### ① 平坦地（傾斜 $3^{\circ}$ ～ $8^{\circ}$ 程度）

- ・ 農地については、農業振興地域整備計画に基づき、農道、圃場整備を推進し、優良農地の確保と有効利用を図ります。
- ・ 住宅地については、都市計画用途地域及び農業振興地域との調整を図りながら、街路や公園等の計画的な整備を図るほか、中心市街地再整備による活性化など、快適な居住環境の整備を推進します。
- ・ 工業用地については、道路交通基盤の変化を捉え、製造業をはじめとする地元企業の操業環境の確保を図るため、必要な用地確保に努めるとともに、企業の設備投資を促進するものづくり産業の拠点整備を進めます。
- ・ 道路については、東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通や国道340号立丸トンネルの完成を視野に、道の駅遠野風の丘をハブ拠点機能としての充実化を図ります。

### ② 傾斜地（傾斜 $20^{\circ}$ ～ $30^{\circ}$ 程度）

- ・ 適度な起伏と水系に恵まれた自然条件・地理的条件を生かした牧場等の農地の保全を図り、畜産生産拠点として効率的な土地利用を図るほか、高原野菜の生産などの活用を図ります。
- ・ 北上高地特有ののびやかな地形と広い眺望や、里山景観などは、遠野ツーリズムなどの新たな観光資源としての活用を図ります。
- ・ 希少動植物の保全、自然保護区の設定等、自然環境の保持に努めます。

### ③ 高原地（傾斜 $8^{\circ}$ ～ $20^{\circ}$ 程度）

- ・ 森林としての高度利用を基本に、森林の市土保全等の公益的機能を確保し、必要な森林の保全と整備に努めます。
- ・ 木材の生産に資する林道の整備を進め、粗放森林や低利用森林の効率的な利用に努めるとともに、林業経営基盤の強化等を促進します。

### ④ 高山地（傾斜 $30^{\circ}$ 以上）

- ・ 早池峰山を主峰とする高山地帯は、その景観とともに希少な高山植物や原生樹林の宝庫であり、多数の鳥獣も生息していることから、その優れた自然の風景地を保護に努めます。



## 第3

# 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

## 1 土地利用に関する法律等の適切な運用

市土利用については、公共の福祉を優先するとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じた適正な利用が図られるよう努めます。

このため、国土利用計画法や土地利用に関する個別規制法の適切な運用を行い、各種の規制措置や誘導措置を通じた総合的な対策を実施します。

また、全国計画、同岩手県計画といった上位計画を基本に、遠野市総合計画基本構想に即して、本計画のほか、都市計画、農業振興地域整備計画など本市の個別計画相互の連携・調整を図り整合性を確保した、有効的な市土利用を図ります。

## 2 地域整備施策の推進

土地利用の基本方針に基づき、本市の豊かな自然環境や生活環境を活かしながら、地域振興と市土の均衡ある発展を図るため、市民の意向や主体性を尊重しつつ、地域それぞれが連携し回遊性の高い、地域開発・環境整備を推進します。

本計画に位置付ける平坦地、傾斜地、高原地、高山地については、自然的条件や土地利用の状況等を踏まえ、開発と保全の調和を図りながら適切な土地利用を図ります。

特に平坦地については、快適な住環境の整備を図るほか、第1次産業、第2次産業、第3次産業の産業間連携やバランスの取れた産業振興を推進するため、拠点施設の整備を推進します。



### 3 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

#### (1) 必要とする土地利用の規制措置

環境の保全及び安全の確保のため、都市計画、農業振興地域整備計画、地域森林計画、環境基本計画、景観計画、その他の土地利用に関する個別規制法による措置との調整を図りながら、秩序ある土地利用を推進します。

#### (2) 公害防止及び災害防止等に必要な施設整備

河川・水路の水質保全に向けて、公共下水道や浄化槽等の普及、親水空間の整備や水辺環境の保全を推進するほか、ごみ減量とリサイクルの促進、森林の適切な管理・保全を図ります。

治水事業を中心とした総合的な防災対策を講じるとともに、様々な災害情報の収集や分析によって、安全で適正な土地利用への誘導に努めます。

また、災害防止等に向けて、必要な防災施設の整備を図るとともに、治山治水に向けた取り組みを推進します。

#### (3) その他環境保全及び安全確保のために必要な施策

自然環境の保全については、早池峰国定公園の優れた自然の風景地を保護するとともに、農地や森林、河川等が持つ市土保全や水源かん養等の公益的機能の確保を図るため、適正な管理に努めます。

文化面における環境保全については、荒川高原牧場や土淵山口集落の重要文化的景観の保存、文化財や遠野遺産の保護に努めます。

安全確保にあたっては、災害警戒区域等を示すハザードマップの普及・啓発を図るほか、災害時には避難所機能を有する公共施設や公園等の計画的な整備を推進します。

また、交通事故などの危険箇所の解消に向けた道路整備を計画的に推進するとともに、道路・橋梁等の老朽化対策を進め、社会基盤の安全確保に努めます。

## 4 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合は、土地利用の不可逆性及び周辺への影響の大きさに十分配慮し、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的諸条件を勘案し、必要に応じて適正に行います。

### (1) 農地の利用転換

農地の利用転換を行う場合は、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や景観等に及ぼす影響に留意するとともに、その復元の困難性を考慮の上、他の土地利用との計画的な調整を図ります。

### (2) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合は、森林の有する多面的な機能、林業経営の安定及び自然環境の保全、防災等の安全性の確保等に及ぼす影響に留意するとともに、その復元の困難性を考慮の上、他の土地利用との計画的な調整を図ります。

### (3) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換については、その影響が広い範囲に及ぶことから、上位計画や個別の土地利用に関する個別規制法等に基づく諸計画との整合性を図りつつ、周辺地域を含めた事前の調査と地域住民の意向を踏まえ、市民生活の安全性及び快適性の確保、自然環境の保全等に十分配慮した適切な土地利用転換に努めます。



## 5 土地の有効利用の促進

### (1) 農地

農業経営の安定化を図るため、第2次遠野市農林水産振興ビジョン（タフ・ビジョンⅡ）及び遠野農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の適切な確保と保全を図ります。

平坦地にある農地については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、認定農業者等の担い手への農地流動化や営農集団への作業委託等による農地集積を促進し、効率的な土地利用と農業生産性の向上を図ります。

高原地にある農地については、草地や牧場、畑等としての活用を図ります。

また、荒廃農地や不作付地などの低・未利用の農地については、所有者に定期的な管理を促すほか、地域の特性に応じて、農地の利用転換による土地の有効活用も検討するものとします。

### (2) 森林

森林の有する多面的な機能が十分に発揮されるよう、遠野市森林整備計画に基づき、森林施業等の適正な管理・保全に努め、森林資源の保全と活用を促進します。

市街地及びその周辺の森林については、緑地としての整備を図るなど、良好な里山景観の形成を目指すとともに、必要に応じて森林の利用転換による有効活用も検討するものとします。

### (3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、遠野市環境基本計画の理念を踏まえ、治水や利水の機能を確保しつつ、防災に必要な整備を促進します。

また、生態系に配慮した水質・水量の確保や生物多様性の保全を図るほか、管理者と協議し、親水空間としての機能が発揮できるよう努めます。

### (4) 道路

東北横断自動車道釜石秋田線の整備促進を図ります。

主要地方道、一般県道については、交通量の増加や幅員の狭小、急カーブな箇所に対応した道路改良など、利便性と安全性の高い整備を促進します。

市道等の市民生活に欠かせない生活関連道路は、生活に身近な道づくり事業として、計画的な整備を推進するほか、道路・橋梁等の老朽化対策を進め、その長寿命化を図ります。

農道・林道については、農林業の生産性の向上、農地や森林の適正な管理、農山村の生活環境の改善を図るため、必要な道路の整備を推進します。

## (5) 宅地

### ① 住宅地

住宅地については、遠野都市計画を踏まえ、適切な居住環境の整備や需要に応じた適正規模の宅地の整備を促進します。

また、中心市街地においては、空き家等の低・未利用の既存ストックの有効活用を図るなど、秩序ある住環境形成を促進します。

### ② 工業用地

工業用地については、道路交通網や情報通信網、水道等の社会資本整備の進捗状況と連動しながら、既存の工業団地及び工場適地の産業拠点機能が向上するよう、遠野都市計画や農村地域工業等導入実施計画等を踏まえ、計画的に工業用地の整備を進めます。

### ③ 事務所・店舗等のその他の宅地

中心市街地の事務所・店舗等のその他の宅地については、遠野都市計画や都市再生整備計画を踏まえ、再開発により商業・サービス業の集積を図ります。

## (6) その他

公園緑地や文教施設、福祉施設等の公共施設については、今後の需要や既存施設の整備状況や利用状況、施設の重要性や市民ニーズを踏まえ、広域的な活用を視野に適正配置と用地の確保に努め、防災拠点や交流拠点としての役割に配慮した整備を推進します。

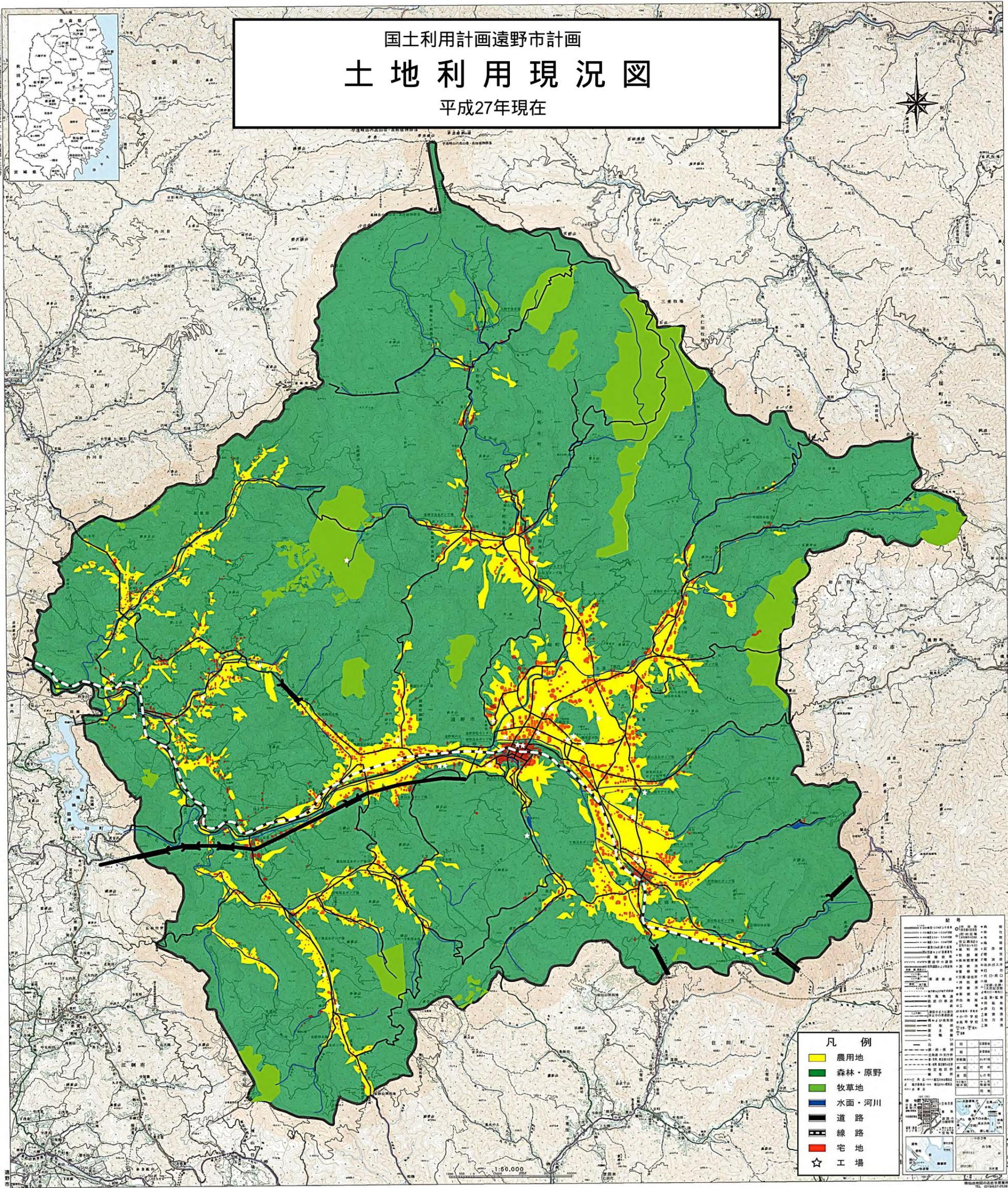
市街地の空地、空き家等の低・未利用地については、その有効活用を図ります。

## 6 土地に関する調査の推進

適切な土地利用を図るため、国土調査など土地利用に関する基礎的な調査を推進するとともに、調査結果の有効活用を図ります。

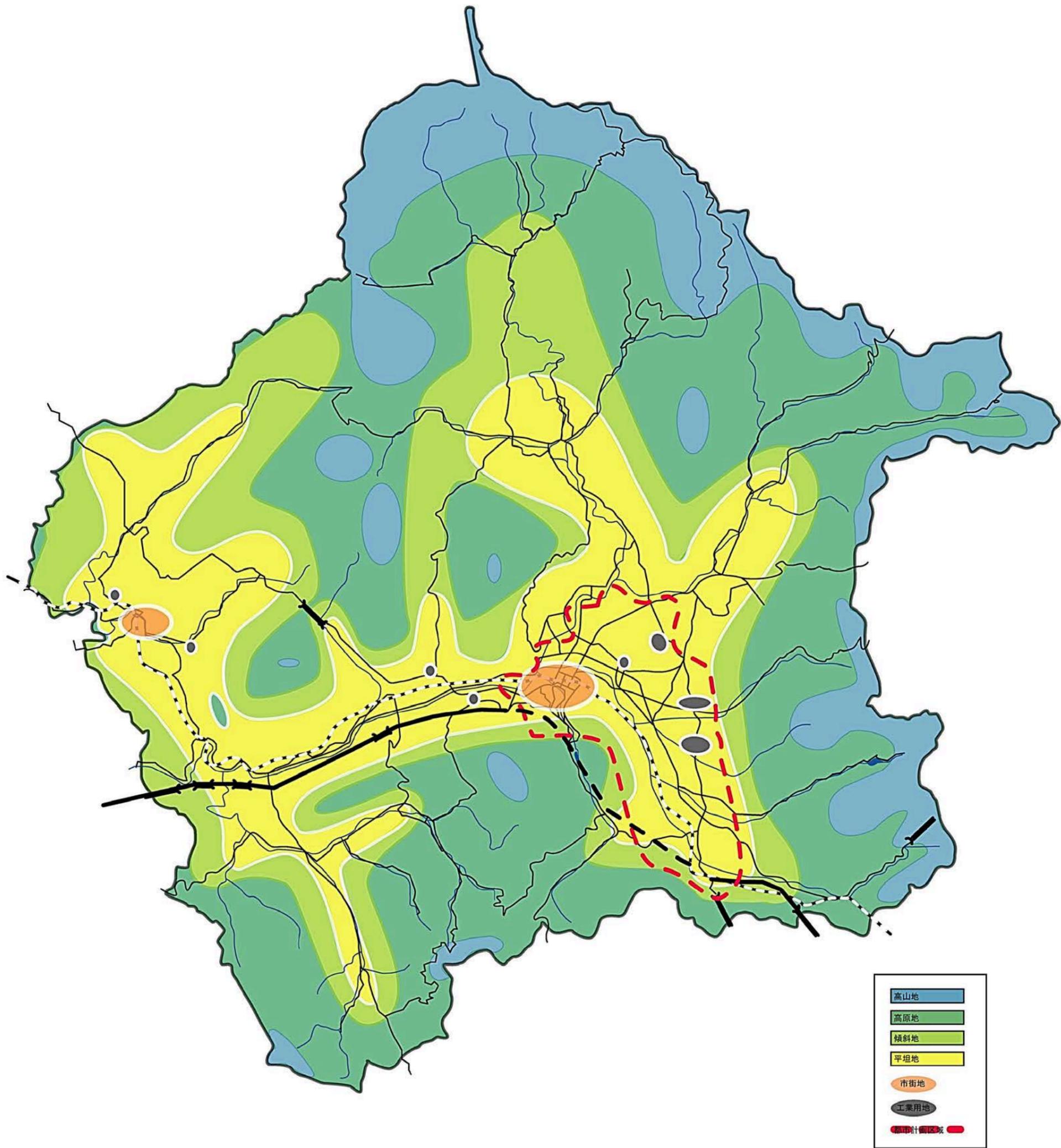
また、本計画の総合性及び実効性を高めるため、市土地利用の適正化について、市民に対する情報提供及び啓発活動に努めるものとします。

国土利用計画遠野市計画  
**土地利用現況図**  
 平成27年現在



1/50000 図を A 3 版に縮小

# 遠野市土地利用構想図



※ この図面は、国土利用計画遠野市計画を検討するための基礎資料として作成したものであり、個別の開発計画や土地取引の誘導を図るものではありません。

# 資料編

## 1 市土地利用区分の定義

利用区分	定義	把握方法
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地。 耕作の目的に供される土地であつて、畦畔を含む。	遠野市農業委員会による。
2 森林 (1) 国有林  (2) 民有林	国有林と民有林の合計。なお、林道面積は含まれない。 ア 林野庁所管国有林 国有林野法第2条第3項に定める国有林うち、林野庁が所管する森林 イ 官行造林地 旧公林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの ウ その他の省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第3項に定める森林 森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となる森林	「岩手県林業の指標」による。  「岩手県林業の指標」による。
3 原野等	「世界農業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林にかかる部分を除いた面積	
4 水面・河川・水路 (1) 水面 (2) 河川 (3) 水路	水面、河川及び水路の合計 湖面（天然湖及び人工湖）並びに溜池の満水時の水面 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域 農業用排水路	遠野市環境整備部建設課による。  県管理河川は、岩手県南広域振興局土木部遠野土木センターによる。 その他の河川は、遠野市環境整備部建設課による。 水田面積に水路率を乗じて算出した。
5 道路 (1) 一般道路  (2) 農道  (3) 林道	一般道路、農道及び林道の合計 道路法第2条第1項に定める道路  「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道及び農地面積に一定の率を乗じた圃場内農道  国有林林道及び民有林林道	県管理道路は、岩手県南広域振興局土木部遠野土木センターによる。 その他の道路は、遠野市環境整備部建設課による。 圃場内農道は、整備済水田面積及び畑面積並びに未整備済水田面積及び畑面積に、それぞれ農道率を乗じて算出した。 国有林林道は、林道延長（岩手南部森林管理署遠野支署による。）に一定幅員を乗じて算出した。 民有林林道は、「岩手県林業の指標」の民有林林道現況の林道延長に一定幅員を乗じて算出した。



利用区分	定義	把握方法
6 宅地 (1) 住宅地  (2) 工業用地  (3) その他の宅地	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。</p> <p>固定資産の価格等の概要調書の評価総地籍の住宅用地と非課税地籍のうち、県営住宅用地、市営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>「人口統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員 10 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p> <p>(1)、(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」（遠野市総務部税務課）の評価総地籍の住宅用地と、非課税地籍のうち公営住宅用地等を加え、算出した。</p> <p>従業員 30 人以上の事業所については、「岩手県の工業（工業統計調査結果）」による敷地面積等から算出した。</p> <p>宅地から、住宅地及び工業用地を除き算出した。</p>
7 その他	<p>市土面積から「農地」「森林」「原野等」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。</p>	

## 2 計画の前提となる主要指標

### (1) 年齢3階層別人口の推移

項目	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	基準年次 平成27年	中間年次 平成32年	目標年次 平成37年	
総人口	人	33,898	33,108	32,364	30,422	27,519	25,383	23,291	
年少人口 0～14歳		5,470	4,574	3,931	3,412	2,903	2,544	2,230	
生産年齢人口 15～64歳		20,663	19,398	18,262	16,835	14,183	12,531	11,163	
老年人口 65歳以上		7,765	9,136	10,171	10,175	10,433	10,308	9,898	
構成比	%	年少人口 0～14歳	16.1	13.8	12.1	11.2	10.5	10.0	9.6
		生産年齢人口 15～64歳	61.0	58.6	56.4	55.3	51.5	49.4	47.9
		老年人口 65歳以上	22.9	27.6	31.4	33.4	37.9	40.6	42.5
世帯数	世帯	10,050	10,347	10,142	9,888	9,522	9,065	8,594	
1世帯当たり人員	人	3.4	3.2	3.2	3.1	2.9	2.8	2.7	

※遠野市総合計画より

### (2) 産業別就業人口の推移

項目	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	基準年次 平成27年	中間年次 平成32年	目標年次 平成37年	
総人口	人	33,898	33,108	32,364	30,422	27,519	25,383	23,291	
就業人口		18,330	17,813	16,090	14,080	13,124	11,596	10,330	
第1次産業		5,224	4,414	3,771	2,923	2,507	2,029	1,673	
第2次産業		5,875	5,928	4,680	4,162	3,661	3,038	2,490	
第3次産業	7,231	7,471	7,639	6,995	6,956	6,529	6,167		
構成比	%	第1次産業	28.5	24.8	23.4	20.8	19.1	17.5	16.2
		第2次産業	32.1	33.3	29.1	29.6	27.9	26.2	24.1
		第3次産業	39.4	41.9	47.5	49.7	53.0	56.3	59.7
就業率	%	54.1	53.8	49.7	46.3	47.7	45.7	44.4	

※遠野市総合計画より

注意 四捨五入のため、積み上げの計の一致しない箇所がある。



(3) 土地利用区分ごとの市土利用の推移

項 目	単位	平成22年	基準年次 平成27年	中間年次 平成32年 (伸び率)	目標年次 平成37年 (伸び率)
農 地	h a	9,044	8,914	8,880 ( 0.0 )	8,860 ( 0.0 )
田		3,917	3,880	3,860 ( 0.0 )	3,850 ( 0.0 )
畑		5,127	5,034	5,020 ( 0.0 )	5,010 ( 0.0 )
森 林		68,458	67,622	67,560 ( 0.0 )	67,520 ( 0.0 )
原 野 等		2	2	2 ( 0.0 )	2 ( 0.0 )
水面・河川・水路		1,082	1,084	1,086 ( 0.0 )	1,088 ( 0.0 )
道 路		1,884	1,972	2,002 ( 0.0 )	2,010 ( 0.0 )
宅 地		939	948	1,010 ( 0.1 )	1,040 ( 0.1 )
住宅地		646	665	680 ( 0.0 )	700 ( 0.1 )
工業用地		55	60	100 ( 0.7 )	100 ( 0.7 )
その他の宅地	239	223	230 ( 0.0 )	240 ( 0.1 )	
そ の 他	1,153	2,055	2,057 ( 0.0 )	2,077 ( 0.0 )	
合 計	h a	82,562	82,597	82,597 ( 0.0 )	82,597 ( 0.0 )

(構成比)

項 目	単位	平成22年	基準年次 平成27年	中間年次 平成32年 (伸び率)	目標年次 平成37年 (伸び率)
農 地	%	11.0	10.8	10.8 ( 0.0 )	10.7 ( 0.0 )
森 林		82.9	81.9	81.8 ( 0.0 )	81.7 ( 0.0 )
原 野 等		0.0	0.0	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
水面・河川・水路		1.3	1.3	1.3 ( 0.0 )	1.3 ( 0.0 )
道 路		2.3	2.4	2.4 ( 0.0 )	2.4 ( 0.0 )
宅 地		1.1	1.1	1.2 ( 0.1 )	1.3 ( 0.1 )
住宅地		0.8	0.8	0.8 ( 0.0 )	0.8 ( 0.1 )
工業用地		0.1	0.1	0.1 ( 0.7 )	0.1 ( 0.7 )
その他の宅地		0.3	0.3	0.3 ( 0.0 )	0.3 ( 0.1 )
そ の 他		1.4	2.5	2.5 ( 0.0 )	2.5 ( 0.0 )

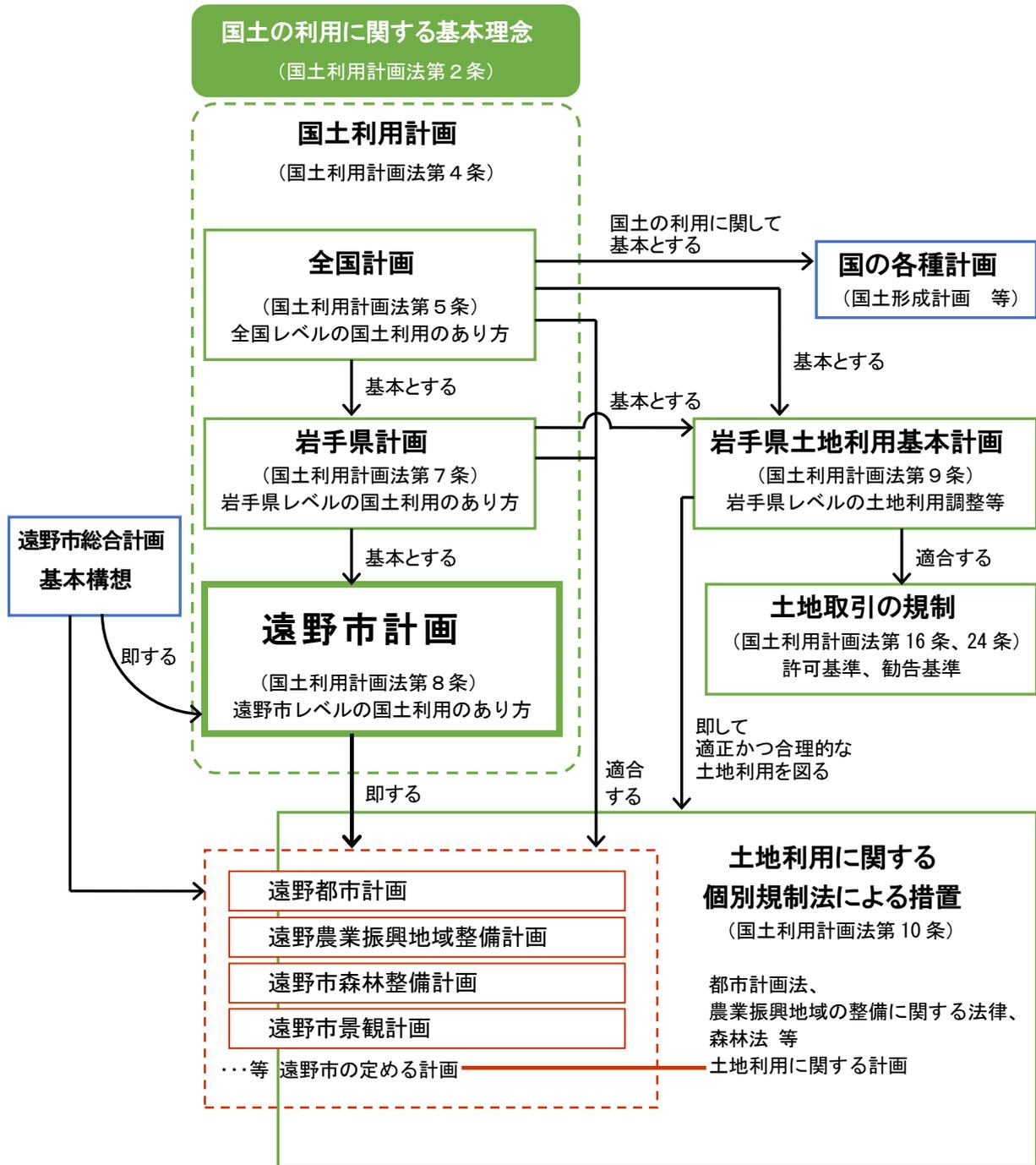
注意1 平成32年及び平成37年の値は、推計値。

注意2 四捨五入のため、積み上げの計の一致しない箇所がある。

### 3 法律による規制区域等の概要

根拠法令	規制区域等
●国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域
●都市計画法	市街化区域、市街化調整区域、用途地域、風致地区等
●農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域
●農地法	農地
●森林法	地域森林計画区、保安林、保安施設地区
●自然公園法	国立公園、国定公園
●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
●砂防法	砂防指定地
●地すべり等防止法	地すべり防止区域
●河川法	河川区域、河川保全区域
●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
●文化財保護法	史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財、重要文化的景観
●景観法	景観領域
●自然環境保全法	自然環境保全地域

## 4 国土利用計画法の体系



国土交通省ホームページ（国土利用計画法の体系）を基に作成